

## 研究ノート

## 日本におけるインドシナ難民

—姫路定住促進センターの経験を通して考える—

中野 秀一郎

## まえがき

今年（1989年）に入って、いわゆるポートピープルの日本への上陸者数が激増し、〈難民問題〉に対するわれわれの関心をもう一度呼び醒ますことになった。その数は6月24日現在ですでに854人、これは〈ベトナム難民〉がはじめて日本へ上陸し始めた1977年当時の数字に匹敵するものであった。もっとも、その後、このうちの多くのものが中国人であって、難民を偽装して経済大国日本のパイの分け前にあづかろうとしただけの不法入国者であると分かって、強制送還などの措置も強行された。

しかし、われわれがここで問題にしたいのは、こうした個々の出来事やケースの話ではなく、こうした難民受け入れをめぐる、はしなくも露呈することになる日本社会の問題性ととも呼ぶべきものなのである。今日、〈国際化〉が時代のスローガンとしてまかり通り、毎年国外へ出掛ける日本人の数もうなぎのぼり（1987年実績で6,829,000人）という状況の中で、相変わらずその〈閉鎖性〉が問題になる日本社会、そこには経済大国としての〈責任論〉を越えて、外国人との共存（それなくしては、今や日本の経済そのものが成り立たない）や人間としての諸権利（人権）をどう考えてゆくべきなのかという、われわれ日本人自身の〈思想〉の問題が問い直されているのだという根本的な現実認識が欠落しているようにも思われるのである。そのことが、一方では日本国内に居留する外国人への差別的な態度（法的措置を含む）、他方では世界の各地で起こっている人権侵害（例えば、南アフリカ共和国でのアパルトヘイト）に対する日本人の曖昧な姿勢に繋がっているのではないかと懸念するのは筆者ひとりではあるまい。

巷では、好景気と人手不足ですでに数万人ものアジア諸国からの不法就労者が働いているといわれているし、姫路定住促進センター所長井上勝則氏の証言によれば、ここでも求人との問い合わせがひきを切らないという。そういう意味では、〈贅沢を言わなければ失業はしない〉というバラ色の状況が難民一定住者をまっているというわけだ。確かに、そのことは〈働きたくても仕事がない〉という状況よりは良いにちがいないが、それだけでは日本社会がこうした外国からの人々を充分〈受け入れた〉ことにはならない。ただ、豊かさに慣れた日本人が〈手の汚れる仕事〉を嫌った結果、〈それでも働きたい〉という途上国の人々がその穴を一時的に埋めているだけで、こうした現状では、もし景気後退でも起これば、この人々がまっ先に〈合理化〉の犠牲になることは、すでにヨーロッパ諸国の経験を見直してみるまでもなく明々白々の事であると思われる。

そこで、この小論での問題提起だが、現代日本における難民受け入れ事業の最先端で活動する姫路定住促進センターの経験を通して、日本社会の〈問題性〉をどのように捉えればよいかを模索しつつ、広く日本社会に存在するあらゆる形態の〈人種〉（＝エスニシティ）問題を考察する手掛りを読者と共に考えてみたいと思うのである。

幸い、社会学者の間でもこうした問題に関心を示し、これに学問的に取り組むものも現われ始めた。こうした事情を受けて関西社会学会でも、1990年6月に開催される予定の同学会年次大会において〈日本社会とエスニシティ〉（仮題）というシンポジウムを計画している。しかも、この主題に関しては、同年を初年度に、少なくとも3年間継続してこれを重点部会（シンポジウム）のテーマとして取りあげ、問題の究明に努力することがほぼ固ったのである。

単なるイデオロギー論争やニュースの好奇心を越えて、着実な研究成果の蓄積がこの分野でも実現することが強く期待される。

### 1) 難民発生の背景と〈難民〉の定義をめぐって

a) 難民, 流民, 棄民, そして政治亡命(者)、戦争, 自然災害, 迫害, その他いろいろの理由で自分の住み慣れた土地を離れて生活しなければならない人々 (displaced persons), この人たちが国境を越えるときそこに広義における〈難民問題〉が生起する。もちろん, 国内的にも〈難民〉や〈流民〉は存在するが, それはあくまでも〈国内問題〉であって, 今日問題になっている〈難民の国際問題化〉とは一線を画しておく必要がある。その歴史は古いが, 今世紀に入ってからということになれば, 1917年のロシア革命, 1922年のオスマン・トルコの崩壊, あるいは第2次大戦中のナチスのユダヤ人迫害などが何百万人という規模で難民(政治難民)を生み出したことはまだ記憶に新しいところである。第2次大戦後も, パレスチナ, インドシナ, アフガニスタンなど国際政治勢力がらみの〈内戦〉(戦争)によって多くの難民が発生したし, 併せてアフリカでは近年飢餓による〈難民〉が増加している。そうした人々の中には, きわめて明確な政治亡命という性格をもつものから単に一定の政治体制やイデオロギーを嫌って脱出国したもの, さらには〈経済難民〉と最近呼ばれるようになった〈貧しさからの脱出組〉も含まれているのが現実である。

しかし, 1951年に国連(全権会議)で採択された(日本も1981年6月5日に国会で承認・加入)「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」という)では, 難民の定義は次のように与えられている。

人種, 宗教, 国籍, 特定の社会集団への所属, または政治的意見の相違などの事情のために本国において迫害を受け, また迫害を受ける危険があるために外国に逃れ, 本国(無国籍者については定住他国)の保護を受けることができず, またはそれを望まないもの。

さて, 上にみたような現実からみれば, この定義は確かに少し狭いかも知れない。定住地の砂漠

化や自然災害などで住み慣れた土地を離れざるをえない人々を, この定義では〈難民〉のカテゴリーから排除してしまうからである。特に, 国家が内戦などによってこうした人々を救済する能力を失っている時には, 人道的な立場から外国の支援が要請されるものであり, その場合のひとつの方法が, これらの人々を合法的な移民の形で受け入れるということでもあるわけだ。(アメリカ, カナダ, オーストラリアなどでは移民の一定枠を〈難民〉に割り当てている)。しかし, いずれにしても, ひとつの国家がなんらかの理由で, その国民(の一部)の基本的人権(生命・財産)を保障することができないばかりか, 時にはそれを剥奪しようとする時, 別の国家, あるいは国際機関が〈人権の思想〉を根拠にこうした人々を救済することが起こるわけで, そこに難民の発生と今日の国際社会のあり方が深く連動していることを見逃すわけにはゆかないのである。その基底には, 1948年12月の国連総会決議であるいわゆる「世界人権宣言」があり, 国籍を越えて「人権」を優先させるというイデオロギーの定着が存在するのである。

### b) 難民, 国家, 国際社会

今日, この地球上には, 約50億余の人類が170余の独立国家を形成して生存している。国家間には国際法に基づく関係が成立しており, そこに法制上の世界社会(人類社会)が存立しているというわけである。しかし, この体制は見かけ程明確なものではない。独立主権国家といえどもその内実は, その統治イデオロギー, その統治能力において千差万別であり, 国家間の関係も絶えず対立や葛藤の種を内包している上に, 今日では国家以外の行為主体が国境を越えて複雑に錯綜した関係を展開しているからである。一方では, 宇宙船『地球号』と呼ばれる程, 人類は核戦争の可能性や自然環境の破壊との関係では疑いもなくひとつの〈運命共同体〉の中で生活しているにもかかわらず, 他方, 人種, 宗教, イデオロギー, 経済的利害をめぐっては絶えず争い合うことを止めないのである。こうしてみると, 難民発生のメカニズムは, 一方では自国の国民にすら責任をもちえない〈不完全な〉国家の存在, 他方では国家間の〈ナショナリズム〉の対立, そうして, こうした不合

理的現実を克服しようとする国際的普遍主義のイデオロギーや運動が相互に関連し合って作りあげているものと考えることができよう。

先にあげた「難民条約」の定義の如き〈政治難民〉を例にとれば、これは民主主義や人権の思想、すなわち政治的寛容の実現がまったく未成熟な国家の存在がその発生の元凶であることはいうまでもない。今日、一民族一国家の形態をとるいわゆる古典的な民族国家 (nation-state) はこの地球上にほとんど存在せず、多民族型連邦国家というにおよばず、現存の国家は多かれ少なかれ複数の民族集団 (人種集団=ethnic groups) によって構成されているのが普通である。そのことは、言語や宗教、歴史的伝統や生活習慣を異にする人々がひとつの法体制 (国家体制) のもとで生活することなのであり、それが自由と平等を実現しようとする民主主義のイデオロギー (例えば、アメリカの独立宣言を想起せよ!) に基礎を置くものであれば、必然的に難民発生の第一原因が消滅するということにさえるわけである。

ナショナリズムもまた、それが民族自決の原則に基づいた一民族一国家主義を理想とする限り、20世紀末を迎えた今日の国際社会ではアナクロニズムという外はない。しかし、現実のコインのもうひとつの側で、これまで主要民族の支配の具と化した国家体制の中で、その諸権利を蹂躪されてきたいわゆる少数民族が各地で自主・独立の主張を展開し始めていることも事実である。既成国家がこうした少数民族の要求にどのように対処することになるかによっては、それが新たな難民発生の引金となることも予想される。民主主義が充分根づいておらず、経済の面でも国民各層が大きな不満を持っていると思われるソ連邦や中国の未来は、この点からも特に注目されなければならない。

### c) 人権思想と民主主義イデオロギー

すでにみたように、難民問題が発生するためには、国家を越えた普遍主義的イデオロギー (人間としての基本的権利を国籍に優先させる) の存在が不可欠であるとした。その理由は、上の「難民条約」にも明らかのように、難民を受け入れる国にあっては、かれらにその国の国民に与えられると同等の保護や権利が与えられなければならない

(一部、同一の事情のもとで外国の国民に与える待遇のうち最も有利な待遇という表現がある) とした点、あるいは (重大な犯罪について有罪の判決が確定した、というような場合を除いて) 難民の定義にあるような事情に基づいて 〈その生命又は自由が脅威にさらされる恐れのある領域の国境へ追放し、又は送還してはならない〉 (=追放及び送還の禁止) (同上第33条) というような条項が明確に示しているように、ここでは人道上的見地からの難民救済が基本的人権の擁護の観点から捉えられているということである。いうまでもなく、仮にある国に難民が発生しても、他国がこれに干渉することをせず、あるいはまた自国に流れ込んできたこれらの難民をすべて不法入国の罪で撃ち殺したり、強制送還するのであれば、難民は発生しても〈難民問題〉は生じないというわけなのだ。従って、難民を受け入れるということは、世界人権宣言や上記「難民条約」を受け入れての行動であり、そのことがそれ自身で当該受け入れ国の民主主義や基本的人権に対する考え方を測るひとつのリトマス試験紙ともなっているということがいえるわけである。

このイデオロギーは、国際的な合意としては、1967年12月に国連総会で決議された「領域内庇護に関する宣言」という形で具体化しているが、ここでは国際平和の維持や諸国間の友好関係の発展と併せて、〈人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること〉に留意し、世界人権宣言第14条 (すべての人は、迫害を逃れるため、他国に避難する権利を有する)、同第13条 (すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する)、同14条 (国家による庇護の付与が平和的かつ人道的行為であること) を認めて、難民の領域内庇護を各国に呼びかけているのである。その際また、こうした措置に対する国際協力の必要性が強く主張されている (「領域内庇護に関する宣言」第2条) こともこの際付言しておく。

こうして難民の受け入れに関しては民主主義と基本的人権の思想をベースとした対応の姿勢が国際的なとりきめとして確立している。周知の通

り、日本もまた遅まきながらこれらの諸条約や宣言を承認し、インドシナ難民の受け入れについても重い腰を上げたわけだけれども、具体的に難民受け入れの〈受け皿〉となるべき一般の人々の意識の中には、相も変わらずの島国根性的閉鎖性や無理解が少しとはしないという状況がある。それは、大東亜戦争責任論の徹底的反省を欠いた戦後のわが国の東南アジア政策や在日外国人（定住外国人）の大部分を占める韓国・朝鮮人の処遇にも如実に現われているといえそうである。

インドシナ難民受け入れをめぐる問題は、日本社会（日本国家）のもつこうした後進性、すなわち日本人の民主主義観や基本的人権に関する考え方（憲法上でのタテマエ論としてではなく）の後進性をもう一度浮き彫りにする機会ともなった。いわば〈内なる国際化〉をどのようにして達成してゆくかが〈外なる国際化〉（諸外国とのつき合い方）と密接に連動していることを、日本人ひとりひとりがこれを機会に真剣に考え始めるべきであろう。

## 2) 日本における難民受け入れの背景

### ——日本社会のエスニシティ再考——

#### a) 日本社会単一民族説

日本の経済発展が未曾有の成功を収め、その結果日本が世界に冠たる経済大国になったことによって日本の〈国際化〉も急激に進展したが、それと同時に日本の〈世界社会への貢献〉（経済の規模に相応しい国際的役割・責任の分担）というような話がもち上ってきかた。こうして、〈人の国際化〉、すなわちもっと多くの外国人を労働者や難民・移民として日本が受け入れるべきだという議論も活発になった。実際、日本社会は脱工業化社会の進展に伴って高齢化（高齢化）社会化を経験しつつあり、若年層人口が減少している反面、好景気に支えられて単純労働者やサービスの分野で人手不足が起こっているから、近隣の途上国から日本の労働市場への〈流入圧〉はこのところとみに上昇している。彼我の賃金格差（生活水準の差）が、当然この圧力の源になっていることも否定できない。例えば、隣国中国では、農業の近代化（現代化）政策によって、すでに日本の人口に匹敵する数の潜在失業人口が農村部に存在するともいわ

れる。その真偽のほどは別にしても、現在、中国からの〈就学生〉の数はビザの発行を押えなければならぬ程の勢いで増加しているのである。

しかし、こと〈人の国際化〉ということになれば、日本政府・日本社会の対応はまったく消極的・否定的であり、いわゆる〈移民国家〉との社会の質のちがいを強調してその門戸を開放しようとはしないのが現状である。確かに、アイヌや沖縄の固有性、在日韓国・朝鮮人の存在が厳としてあることは事実だとしても、相対的にいえば日本社会の同質性は否定できず、それがいわゆる〈単一民族国家論〉の背景ともなっているといってもよい。そして、このイデオロギーと〈現実〉が日本社会への〈参入〉を希望する外国人にいろいろな形の差別的処遇を与え、かれらの不快感、居心地の悪さの原因になっていることは容易に想像できるのである。

しかし、日本社会のもつこの閉鎖性と排他性は、少なくとも次にみるような歴史的体験の帰結であると同時に、少なくとも今日までは日本社会にとって〈有利〉（な条件）として働いてきたということもまた否定できないと思われる。その結果、無意識のうちに日本人は〈自分の安全なカラ〉の外へ出ることを恐れる自閉症的、モラトリアム人間となってしまったのである。そして、その事を助長したのが日本人における（対人）「哲学」の欠如である。特に、日本人の場合には、キリスト教や西欧合理主義の如き〈普遍主義〉を生み出すことがなかったから、情緒の表層で〈人類は皆兄弟〉とはいえても、そのための実践行動を支えるエネルギーは、少なくとも集合レベルでは霧散してしまうという傾向が強かった。〈他者〉（身内ではないもの）にコミットすることは、こうして日本人のもっとも不得意なことになってしまったのである。

#### b) 歴史的体験

日本社会が、歴史的にみて、閉鎖的で排他的であったなどは決していえない。いな、むしろその反対に、日本はその発展の節目節目で常に外国に対して門戸を開き、その文化要素を大幅に取り込むことによって成長を計ってきたという伝統さえもっている。現代の日本民族（の主たる部分）が北方騎馬民族であったという仮説もあるくらい

だし、いずれにしても古墳時代、平安時代、室町時代、安土桃山時代、明治時代、そして昭和時代（特に、1945年以降の占領時代）と日本史の全過程が外国との交流に強く色彩られているといっても過言ではない程である。

しかし、それにもかかわらず日本人と日本社会が今日あるような状況におちいているのにはいくつもの理由がある。

その第1は、地理的な理由である。島国としての日本の立地条件は、少なくとも陸続きの場合と比べてヒト・モノ・情報の流入・流出がより困難であったから、この地勢的な条件が幸いして日本は大規模な外国（文化）による侵略・征服を経験することがなかったのである。そして、流入したヒト・モノ・情報は長い時間をかけて〈日本化〉されたと思われる。

第2に、日本は常に大文明の周辺部に位置していたためその影響を大きく受け取れたけれども、自らヒト・モノ・情報の〈輸出〉でこれらの大文明に影響力を行使したことは皆無であった。

第3に、徳川時代の250余年の〈鎖国〉と明治国家における〈皇国思想〉（とその実践）が日本の〈単一民族国家〉化に大いに貢献したと思われる。特に、明治国家（日本帝国）の植民地支配がほぼ完全な形の〈同化政策〉の実行であったということは、日本人が異民族と〈共存〉（を体験）するという可能性をまったく奪い取ってしまうものであった。

第4に、戦後の〈通商国家〉政策の影響があげられよう。第2次大戦後の日本は、周知の通り、〈花を棄てて実をとること〉に専念した。〈平和と民主主義〉は憲法の上では存在したが、イデオロギー問題は極力これを回避して、ただひたすらに〈経済成長〉に志向した。別の言葉でいえば、一寸逆説的だが、日本人はもう一度〈世界から孤立〉することを選んだのである。〈商売の相手〉として以外の〈他者〉（外国人）の存在は日本人の頭の中から消えてしまったという意味である。

このような体験の結果、日本社会の〈国際化〉にはさまざまな〈歪み〉が観察されることになる。その2、3をあげておくと、

(i)自然な形で外国人と〈人間同志〉としての〈つき合い〉を展開することができない。

(ii)それとなく相手を理解しても、自分の側から自分を積極的に説明したり、相手に関わってゆくことができない。

(iii)相変らずの〈西高東低〉の人種的コンプレックスから逃れ出ることができない。

(iv)〈身内だけの安全なカラ〉を打ち破ることができない。

もちろん、こうした日本人の能力の欠如（～できない）をなんとかして克服しなければ日本の〈内なる国際化〉を達成することは不可能である。しかし、そのための〈勉強〉は決して観念的な教育では成就できないのであって、結局、例えば難民との〈共存〉（受け入れ）というような実践活動を通してのみ可能ではないかと思われるのである。その意味では、日本人にとって〈難民受け入れは、国際化のための学校である〉といってもいい過ぎではない。

#### c) 世界と日本の難民受け入れ実績

インドシナ難民の本格的な流出は、1975年4月30日のサイゴン陥落前後から始まり、さらにラオス、カンボジャでも相前後して旧政権が倒れ、特にカンボジャでは1976年1月に成立した民主カンボジャ（ポルポト政権＝クメール・ルージュ）が大量の虐殺を断行したこともあって、この地域からの難民流出に拍車をかけた。

1975年のサイゴン陥落では、直接「南ベトナム」の旧政権に関わっていた多くの政治家、軍人、官僚、商人が北ベトナム側の報復を恐れて脱出したが、その大多数は直接アメリカの庇護の下に救済された。その数は14万人といわれている。

しかし、いわゆるベトナム難民（ボートピープル）の流出は1976年7月に北ベトナムが南を併合してベトナム社会主義共和国を成立させた後に始まった。それまで比較的自由に豊かな経済生活を送っていた南ベトナムに社会主義経済体制がおおいかぶさったからである。その上、大量虐殺は行われなかったものの旧南ベトナム政府に協力的であったものは直接再教育キャンプに収監されないまでも、新政府からは陰湿ないやがらせを受け続けた。さらに、北ベトナムからきた貧しい官僚たちを含めて、金を渡せばボートでの脱出を見逃がしてくれるというような行政上の腐敗も見逃すことができないと思われる。こうして、1979年には

表1 ベトナムからの流入・出国数

	ベトナムからの 流入数	合法的 出国数
1975年	413	
76	5,231	
77	15,612	
78	86,357	(79年度開始)
79	202,121	1,979
80	71,123	4,706
81	74,677	9,815
82	43,676	10,057
83	27,794	18,978
84	24,777	29,154
85	22,204	24,940
86	19,527	18,418
87	28,056	12,961
88	45,530	21,275
89 1月	2,137	2,724
2月	2,683	1,612
計	671,918	156,619

UNHCR

出典：『世界』（臨時増刊）、1989年7月、第530号  
岩波書店 98頁。

表2 主な難民定住国の定住者数と人口比

国名	定住者数	人口	比率
オーストラリア	15万0859人	1650万人	1/109
カナダ	22万3637	2610万	1/117
スウェーデン	6万6753	840万	1/126
デンマーク	2万6537	510万	1/192
アメリカ	116万6188	2億4610万	1/211
スイス	1万9986	660万	1/330
フランス	16万9452	5590万	1/330
ニュージーランド	9255	330万	1/357
オーストラリア	1万6716	760万	1/455
ノルウェー	9141	420万	1/460
西ドイツ	7万1348	6100万	1/855
オランダ	1万5115	1470万	1/973
スペイン	3万0571	3900万	1/1276
日本	6424人	1億2150万人	1/1万8913

定住者は、1975～87年の間に、インドシナ、アフリカ、東欧などから「難民」として入国・定住し、現在は保護や援助の必要がない者、通常の移民（労働者）は、含まない。

出典：“World Refugee Survey-1988 in Review”

U. S. Committee for Refugees and Immigrants

からの〈難民〉を定住させた実績ではアメリカ合衆国が116万6,188人と抜群の成績であるが、各々の国の人口規模を考慮に入れて〈国民何人当り〉で1人の難民を受け入れたかという数字でみると、第1位はオーストラリアの1/109、第2位がカナダで1/117、次いでスウェーデン、デンマークと続き、アメリカの値は1/211で第5位になるのだが、ひるがえって日本をみると、その数字は1/18,913と一寸ケタがちがい過ぎるのである。せめて西ドイツ並（1/855）ということになれば、日本の場合ざっと15万人の難民を引き受ける覚悟が必要になるわけだが、それは現在の定住者数6,282人の約25倍ということになるのである。

### 3) 日本の対応

——姫路定住センターの経験を中心に——

a) 上陸、受け入れ、送り出し

—アジア福祉教育財団難民事業本部の活動—  
日本へやってきたインドシナ難民は、当初（1975年）、民間団体カリタス・ジャパン（日本カトリック社会福祉委員会）の慈善活動によって援助されたが、やがて1979年7月の閣議了解に基づいて政府による定住促進のための具体的な対策が動き出すことになった。そして、実際の業務を遂行するために外務省所管の財団法人アジア孤児福祉教育財団（後に、アジア福祉教育財団と改称）

合法出国の措置が講ぜられるにいたったというのにボートピープルの流出は後を絶たず、1975年～1989年2月までの間にベトナムから諸外国への難民流入数は UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）調べで671,918人にのぼる。なかでも、1979年の20万余人をピークに1978年には8万6,000余人、1980年および1981年にはそれぞれ7万人以上の流入があったが、ボートピープルの場合、その成功率（生存率）はほぼ50%といわれることから、実際の流出数はこの倍、合法的出国数を加えて約150万人に達したのではないかと考えられている。

このようなボートピープルの日本への流入は、1975年にアメリカの船舶に救助されたベトナム難民9人が千葉港に上陸したのが最初であった。しかし、この時の日本政府の措置は、難民を引受ける第三国があることを条件として一時滞在を認めただけで、難民の日本への定住が認められたのはそれから3年後の1978年、またインドシナ難民（元留学生を含む）の日本定住枠500人が設定されたのがその翌年の1979年のことであった。

このような難民受け入れに対する日本社会の対応の遅さ、社会の閉鎖性は表2「主な難民定住国の定住者数と人口比」をみれば一目瞭然である。1975～87年の間に、インドシナ、アフリカ、東欧

の中に難民事業本部が設置されたのである。

この難民事業本部は、1979年の本部設置と同時に、兵庫県姫路市と神奈川県大和市にそれぞれ定住促進センターを開設したが、1982年からは、これらに加えて、法務省が、一時庇護のために上陸を許可されたインドシナ難民を援助するために設置した長崎県大村市の難民一時レセプションセンターの運営、及び外務省が日本に一定期間内滞在するインドシナ難民を収容するために設置した東京都品川区の国際救援センターの運営（1983年4月1日より）にもあたっている。

その活動は大別して二つ、その第一は、インドシナ難民の日本への定住もしくは第三国への定住または自活の促進であり、具体的にはア) 日本語教育の実施、イ) 社会適応指導（生活指導）の実施、ウ) 職業紹介の実施及び職業訓練などの委託、エ) 難民相談の実施、オ) 養親、里親のあっせん、

カ) 生活援助資金、定住手当、各種就職援助費及び教育訓練援助金等の支給、キ) 国内及び海外に一時滞在する難民に対する定住条件適格者調査、ク) 難民問題に関わる国内外の情勢調査、ケ) 寄付金及び寄贈物の受け入れなどであり、その資金は外務省、文部省からの委託費によってまかなわれている。

第二の活動は、インドシナ難民の一時庇護であって、具体的には、ア) 一時庇護難民の受け入れ及び送り出し、イ) 外務省、法務省及びUNHCR等が行う審査及び調査に対する協力、ウ) 日本又は第三国への定住の促進、エ) 健康診断、生活指導等の生活援助などであり、その資金は法務省からの委託費及びUNHCRからの交付金によってまかなわれている。

さて、このような日本政府による難民受け入れ態勢が整い、難民定住枠も〈現実〉にブッシュキ

表3 インドシナ難民定住許可状況

(1981年4月28日付け閣議了解に基づく実績)

1989年11月30日現在

1、定住許可総数	7,507人	〔ア〕	6,303人	(イ)	742人	(ウ)	462人
うち、取り下げ数	1,013人	(ア)国内	6人				
		(イ)国内	1,007人	(イ)	一人	(ウ)	一人
定住許可実数	6,494人	〔ア〕	5,290人	(イ)	742人	(ウ)	462人
{ ヴィエトナム	4,560人	〔ア〕	3,473人	(イ)	625人	(ウ)	462人
{ ラオス	868人	〔ア〕	795人	(イ)	73人	(ウ)	一人
{ カンボディア	1,066人	〔ア〕	1,022人	(イ)	44人	(ウ)	一人
2、本邦に定住した総数	6,362人	〔ア〕	5,215人	(イ)	742人	(ウ)	405人
{ ヴィエトナム	4,405人	〔ア〕	3,375人	(イ)	625人	(ウ)	405人
{ ラオス	878人	〔ア〕	805人	(イ)	73人	(ウ)	一人
{ カンボディア	1,079人	〔ア〕	1,035人	(イ)	44人	(ウ)	一人
1) 国内の一時滞在者より			2,623人	(イ)	(ヴィエトナム)		
2) 国外の一時滞在者より			2,592人				
{ ヴィエトナム			752人				
{ ラオス			805人				
{ カンボディア			1,035人				
3) 政変前に入国した元留学生等			742人				
{ ヴィエトナム			625人				
{ ラオス			73人				
{ カンボディア			44人				
4) ヴィエトナムよりの呼び寄せ家族			405人				

(注) ア) 本邦及びアジア地域の諸国に一時滞在しているインドシナ難民  
 イ) インドシナ政変前に本邦に留学生等として入国した者  
 ウ) ヴィエトナムよりの呼び寄せ家族 (ODP)

れて少しづつ増加(1979年500名, 1980年1,000名, 1981年3,000名, 1984年5,000名, 1985年10,000名), 現在(1989年)10,000人であるが, 1989年8月末日現在での実績は, 定住許可総数が7,507人, そして実際に日本に定住したものが6,362人となっている(表3参照)。その内分けを国籍別にみると, ベトナムが4,405人(69.2%)と全体の7割を占め, 次いでカンボジアの1,079人(17%), ラオスの878人という構成である。また, このうちには政変以前に日本に入学していた元留学生らが742人(11.7%), それに合法的にベトナムから呼び寄せ家族として入学してきたものが405人(6.4%)含まれている。なお, 1989年9月30日現在, 2,444人のインドシナ難民が難民事業本部の

4つの施設に収容されているが, その内分けについては表4を参照していただきたい。ちなみにつけ加えておくと, 姫路と大和の各定住促進センターで, 前者がベトナム, 後者がカンボジア, ラオスと一種の〈分業〉になっているのは, 両者を同一のセンターに住まわせるとなにかと〈人種紛争〉が絶えないからだという説明であった。

日本への定住者の現実を先に紹介したので時間的には少し前後することになるのだが, 次に日本へ入ってきた難民の状況を時系列的に概観しておきたい。

すでに定住者のところでも見た通り(表3), 現在日本に定住しているインドシナ難民の中には, 直接日本に入ってきたもののほかに, 外国を経由してきたものがこれとほぼ同数存在する。このことは, 日本に直接入学したとしてもそのすべてが必ずしも日本に居つくわけではないという事実と対応していよう。実際, 1975年からの状況を見ると, 日本への上陸者11,128人(出生者を含む)のうち日本に定住したものは2,623人(23.6%)で, 上陸者のうち4分の3は第三国へ出国しているのである。もちろん, 1975~1977年当時は〈第三国への受け入れ〉を条件に難民の上陸を一時的に許可しただけであるから, この時には多くの難民は単に日本を通り過ぎただけのことであった。

1978年以降の日本への難民上陸者数(出生者を

表4 センター所在者数(89.9.30現在)

注( )内は入所累計

国 籍	定住促進センター		国際 救 援 センター	大村難民一時 シセプション センター
	姫 路	大 和		
ベトナム	96 (1667)	0 (154)	1255 (3294)	1051 (6045)
ラオス	0 (190)	16 (618)	— (—)	— (—)
カンボジア	— (—)	56 (978)	— (—)	— (—)
合 計	96 (1857)	72 (1750)	1225 (3295)	1051 (6045)

出典: 『ていじゅう』アジア福祉教育財団 難民事業本部  
第43号 1989・10・20, 9頁。

表5 一時滞在難民の入出国・滞在状況

1989年11月30日現在

年	1975~ 1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	総 計
援助船 来航	45回	22回	33回	32回	39回	23回	17回	17回	18回	12回	10回	9回	38回	315回
上陸者数	1,206人	712人	1,165人	1,278人	1,026人	1,037人	799人	503人	435人	330人	144人	219人	1,832人 *1,666	10,686人 *1,666
出生者数	31	26	58	87	61	48	25	34	25	23	9	9	6	442
計	1,237	738	1,223	1,365	1,087	1,085	824	537	460	353	153	228	1,838 *1,666	11,128 *1,666
定住者数	45	31	122	492	559	444	342	241	87	188	65	48		2,623
計	1,237	738	1,223	1,365	1,087	1,085	824	537	460	353	153	228	1,838 *1,666	11,128 *1,666
定住者数	4	31	122	492	559	444	342	241	87	188	65	48		2,623
死亡者数	1	1	3	3	2		2	1	2	1				16
出国者数	1,232	705	1,098	865	518	623	449	250	318	143	49	82	7 *1,666	6,339 *1,666
計	1,237	737	1,223	1,360	1,079	1,067	793	492	407	332	114	130	7 *1,666	8,978 *1,666
滞留者数		1		5	8	18	31	45	53	21	39	98	1,831	2,150

注) (1) 本表の各欄は, 各年末, 月末現在の入出国及び滞留者数等の数を表したものである。  
(2) 滞留者数は, 前年滞留者と上陸及び出生者数を定住, 死亡及び出国数で減じた数である。  
(3) 上陸者数及び出国者数の\*印の数は, 偽装難民で外数である。



含む)は1980年の1,365人をピークに80年代に入って漸次減少し、1987年には153人となったが、1989年には再び1,832人となってわれわれを驚かせたのである(そのうちの多くが中国からの偽装難民であることは後になって判明した)。この間の定住率(定住者数/上陸者数+出生者数)をみると、日本でのインドシナ難民の定住が認められ、500人の定住枠が決った1979年には僅かに9.9%、前年の4.2%よりは高くなっているとはいえ、日本への上陸者の大多数は第三国へ出国したわけである。しかし、翌1980年からは定住率も着実に増加し、1980年36.0%、1981年51.4%、1982年40.9%、1983年41.5%、1984年44.9%などとなっている。もちろん、この数字は上に紹介した難民事業本部の定住促進活動が実を結んだ結果であることはいうまでもない。

ちなみに、日本へ一時入国したインドシナ難民がどの国へ出国していったかをみて見ると、1975~1989年の間に総計で6,339人が日本を経由して第三国の出国しているが、そのうち3,703人(58.4%)と過半数のものがアメリカ合衆国へ渡っている。もちろん、これはすでに米国に定住したものが日本へ出国してきたポートピーブルの身柄を大量に引き受けたという事情の反映であろう。次いで第2位がノルウェーで694人(10.9%)、順次オーストラリア、カナダ、ベルギーと続いている。この間、1975~1977年時に7人がベトナムへ帰国しているが、それ以外にはベトナムへ帰ったものはいない。なお、上記の国以外の日本からの出国第三国としては、英国(107人)、スイス(71人)、フランス(75人)、オランダ(45人)、西ドイ

ツ(34人)、デンマーク(61人)、ニュージーランド(38人)、イタリア(7人)、スウェーデン(1人)、フィンランド(3人)などがある。また、1975~77年には32人がパラグアイに出国しているが、この国への出国はこれ一回限りであった。

b) 定住と適応のための訓練  
一定住促進センターの働き一

住み慣れた故国を離れて外国で生活すること、特にいろいろな事情で故国を棄てたために再び存命中に故郷に帰ることがないであろうという状況の中で、ホスト・カントリーに支障なく適応してゆかねばならない難民にとっては、いかにして当該社会に溶け込んでゆくかが大問題である。しかし、同時に受け入れ国側にあっても、これらの難民がその社会の一員として立派に定住してくれることは社会統合・国民統合の上からも重要なことである。こうして、日本社会への定住を希望する難民を教育し、指導するプログラムが定住促進センターを中心に動き出した。

姫路定住促進センターでも、この主旨に沿って、1979年からその活動を開始するが、その実績は表6の通りである。収容定員108人(世帯用では80人)の施設で、だいたい4~6カ月を一サイクルとして、日本語教育、生活指導、社会生活適応指導、さらに職業紹介等を行って、難民たちが日本に定住し、安定した生活を確保するための援助を行うのである。

日本語教育については、4カ月間、合計572時間のトレーニングで日常生活に必要な最低限度の会話能力や職業活動に必要な語学力を身につけさせ

表6 姫路定住促進センター入所者実績

項目 \ 歴 年	1979~1990										1989年 月 別 内 訳												累 計	
	79~80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12
入 所 者	246	218	226	222	210	158	133	130	156	191		37	—	22	—	36	—	17	13	33	5	28		1890
内 ポートピブル	71	52	200	200	117	58	69	4	14	3		—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—		788
内 海外キャンプ	171	164	17	18	79	95	44	107	64	63		9	—	—	—	—	—	4	13	20	5	12		822
内 ODP	—	—	3	—	5	—	18	17	76	125		28	—	22	—	36	—	13	—	10	—	16		244
内 出生児	4	2	6	4	9	5	2	2	2	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		36
内 ベトナム	153	147	226	222	210	158	133	104	156	191		37	—	22	—	36	—	17	13	33	5	28		1700
内 ラオス	93	71	—	—	—	—	—	—	26	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		190
内 カンボジア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
日 本 語 受 講	191	177	200	179	167	116	102	102	130	144		—	32	—	22	—	36	—	25	—	29	—		1508
退 所 者	168	216	211	225	245	159	155	121	137	157		17	5	12	18	10	11	24	21	6	22	11		1794
内 就 職 者	84	119	149	144	159	74	77	73	69	74		13	—	5	13	6	—	8	5	5	11	8		1022
所 在 者	4	80	95	92	57	56	56	43	62	—		82	77	87	69	95	84	77	69	96	79	96		—

ようにするものであるが、われわれの外国語の学習（修得）の経験からしても、これがいかに至難の業であるかが容易に想像される。実際、標準語を中心に日本語の勉強をするので、例えば関西などでは一步社会に出ると（関西弁中心の日常生活世界では）センターで学習した日本語が通用せず、難民が大いに当惑するということが起こる。当然のことながら、言葉の疎通障害によって、特に日本社会での職業生活が破綻することは少なくなく、後に見るように初職で長く留まるものは少ない。

生活習慣や諸制度の理解もきわめて重要であるから、この分野でも、日常生活（買物、銭湯での入浴など）、医療・保健、防犯・防災、身分関係（外国人登録のことなど）、仕事（日本独特の雇用制度のことなど）、さらには税金や社会保障の仕組みなどについても十分な説明が必要になることはいうまでもない。このような社会生活適応指導の基本方針やプログラムについては添付した資料1「姫路定住促進センターにおける社会生活適応指導の基本方針」、および資料2「社会生活適応指導実施要領」を参照していただきたい。また、具体的なセンターでの支援活動を理解していただくためのもうひとつの資料として、資料3「センター入所から退所まで」を添付しておいたので併せて参照していただければ幸いである。

こうして、姫路定住促進センターでは、1979～80年から1989年の間に、主としてベトナムからの難民を中心に、延べ1,890人の入所者実績をもつことになるが、そのうちの1,508人が日本語の講義を受講し、1,794人の退所者のうち1,022人が就職した。

年次別に眺めてみると、いわゆるポートピープルは1982年、1983年の各200人をピークに漸次減少しているが、85年以降は海外のキャンプから（定住資格審査を経て）入国してきたものが毎年一定数受け入れられており、さらに86年以降はこうして定住した難民たちによって本国（ベトナム）から呼び寄せられた人々（ODP）が増加し始め、この人数は1989年は125人とこの年の入所者全体（191人）に占める割合が65.9%にもなって、インドシナ難民の中味（性格）が最近変わってきたことを示しているのである。

日本での定住の基礎となる就職状況についてみ

ると、1989年11月末日までの実績で、姫路定住促進センターでは累計1,022人が就職したわけだが（内女子299人）、これは大和定住促進センターと国際救援センターとを合わせた全就職者数2,856人の35.8%に当る。この全体の就職者の職種を上位から列举してみると、第1位が金属工作機械工で356人、次いで、金属プレス工、溶接工、電子・電気器具組立工、機械組立・修理工、プラスチック成形工、自動車組立工、塗装工、板金工、ミシン縫製工となり、いわゆる半熟練的な職種への就職が圧倒的に多く、専門職やマネジメントへの進出はきわめて制限されていることが分かる。その上、離職率は平均して50%強で、この点でも日本社会への〈参入〉が決して易しくないことをうかがわせるのである。しかし、先にも述べたように、日本労働市場での相対的な人手不足を反映して、今日、中小企業を中心に入所者100人弱の姫路定住促進センターでも1989年11月現在の難民向け求人状況は件数で204、人数で1,218（3カ月間を有効求人とする）であり、11月の新規求人も件数で41、人数で216という〈売り手市場〉であった。

なお、就職者全体（2,856人）でみると、年齢別では、20～24歳が848人で全体の29.7%ともっとも多く、次いで25～29歳657人（23.0%）、19歳以下608人（21.3%）、30～34歳393人（13.8%）と若年層が圧倒的に多い。50歳以上は全体で50人、僅かに1.8%を占めるに過ぎず、（一寸マクロな現象と結びつけるのは問題だと思うが）、これは若年労働者の不足している日本の労働市場に〈補完的〉なものとなっているわけだ。

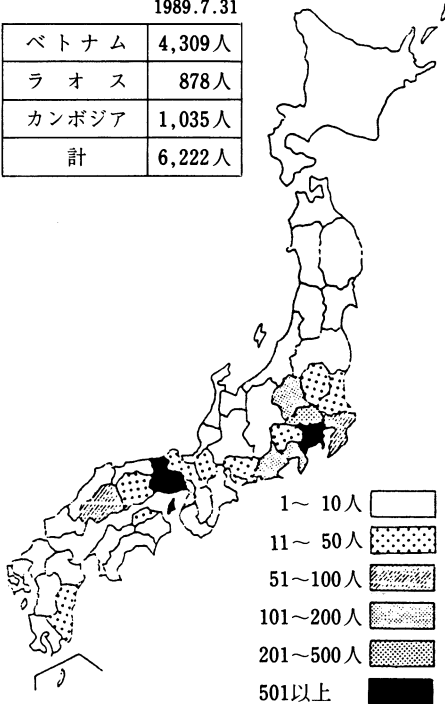
就職先の都府県別では、神奈川の771人（27%）がいちばん多く、次いで東京の674人、兵庫の390人と続いているが、その分布は、北は福島、南は宮崎までと合計27県に及んでいる。

もちろん、就職は日本定住にとってもっとも重要で基本的な事柄だから、難民本人もセンターとしてもこれには徹底的に納得がゆくまでという形で、取り組んでいる。難民の望む求人先には、言葉や地理の問題もあるのでセンターの職員が同伴するが、それがセンター所在地からかなり遠方であるということもあり、しかも1回の訪問ですべてについて求人側と難民側の両者が合意に達するというわけでもないで、それが想像するだけで

表7 インドシナ難民の定住状況

●本邦定住状況

1989.7.31	
ベトナム	4,309人
ラオス	878人
カンボジア	1,035人
計	6,222人



●都道府県別定住状況

1989.7.31現在					
都道府県別	世帯数	人数	都道府県別	世帯数	人数
福島	1	1	大阪	149	319
茨城	19	50	奈良	4	10
栃木	12	26	和歌山	4	10
群馬	42	137	兵庫	296	749
埼玉	148	374	島根	1	5
千葉	51	79	岡山	10	20
東京	369	727	広島	18	53
神奈川	609	1679	山口	2	2
山梨	14	29	福岡	1	1
新潟	1	3	長崎	3	5
岐阜	5	5	熊本	1	4
静岡	54	172	大分	1	1
愛知	16	35	宮崎	4	14
三重	1	1	沖縄	1	2
滋賀	18	47	*その他	—	1646
京都	6	16	合計	1861	6222

\*死亡、第三国出国、不明、元留学生等

も大変な作業であることが分かるのである。

c) 定住とその問題点

一定住促進センターの経験が語るもの—

こうして、今日（1986年7月31日現在）6,222人のインドシナからの難民が日本に定住した（同年11月30日現在では6,362人）わけだが、もちろんこの数字が他の欧米先進諸国の場合と比べて著しく小さいものであることはすでに述べた通りである。その内分け（出身国別、及び都道府県別定住状況）は表7に示した通りであり、出身国別ではベトナムが7割と圧倒的に多数で、次いでカンボジアが16.6%、残りがラオスとなっている。また、定住分布は北は福島県から南は沖縄県にまで広がっているが、東京首都圏（東京、神奈川、埼玉）と兵庫、大阪を中心にした関西都市圏にその大半が住みついている。そのかれらを取り囲んでいる日本社会の一般的特性についてはすでに、2）日本における難民受け入れの背景、として論じておいた。そのことを踏えつつ、かつ姫路定住促進センターの経験を通して、最後に、定住に伴う若干の問題について考えておきたいと思う。

まず、一般的なことからいえば、日本社会（日本政府、日本国民）がインドシナ難民の受け入れに〈重い腰〉をあげたのは、〈現実〉からの圧力、すなわち実際に難民が日本に漂着してくる、それを単に第三国へ追い出しているは国際的な批難的になる（経済大国の責任論など）、という事情からであったとってよいと思ひ。確かに、日本はまさに経済大国として、例えばODA（政府開発援助）の実績でも、昨今、アメリカに追いつき、これを抜く世界一、二の援助大国となっているが、（1987年、74億5,400万ドル—前年度比32.2%増）、その質の問題（民間企業利益優先型）や〈哲学〉の欠如が厳しく批判されている。それと同じ様に、日本はこれまで海外の難民キャンプなどに対して相当の資金を提供してきたものの、難民条約の承認時期（1981）などからも分かる通り、確固とした思想=哲学（例えば、基本的人権の擁護とか政治的自由の尊重とか）に基づいて難民問題を考えたこともなく、特に自国への受け入れについては単純な〈単一民族社会説〉を理由にこれを強く回避しようとしてきたことは否めないのであ

る。こうした事情の背景にある日本人の社会心理や社会の構造が、長い歴史的な体験の蓄積として存在するものであることはすでに述べておいた。しかし、このような日本人の態度や社会の仕組がますます〈世界との共存〉を難しくする〈原因〉であるというのであれば、われわれはこれを一度明確に意識化し、反省し、新しい方向への転換を試みなければならないであろう。その第一歩として、異民族との共存を勉強するため、日本国内における〈エスニシティ問題〉(在日朝鮮人問題、留学生問題、外国人労働者問題、国際結婚問題、帰国子女問題など)をもう一度総点検し直す必要があるし、その意味で、筆者は〈難民受け入れは国際化の学校である!〉といったのである。こうしたこととの関連で、(もちろん問題はほかにもいろいろあるだろうが)難民定住に関して二つの問題点を指摘しておきたいと思う。

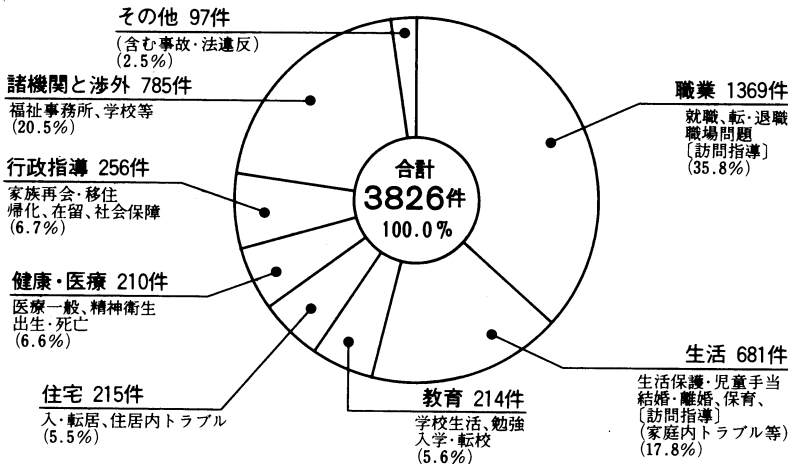
その第一は、日本社会がインドシナ難民受け入れ(定住)において示した〈適応と統合〉という問題である。すでに詳しく見た通り、定住促進センターの活動は、基本的には、i) 難民が日本社会に適応すること、ii) 日本社会が難民を統合すること、この二つの目的を達成することにある。そして、このことは難民自身が日本社会で自立してゆくために決定的に重要なことであるから、ここでは涙ぐましいまでの努力が(一部の関係者によって)払われてもいる。しかし、この発想の背

景には、日本社会を〈不変不動〉のものとして捉え、これに難民側がいわば一方的に自己変容して〈適応〉してゆくことが期待されてはいないだろうか。そして、そのことが〈問題〉であるというのは、ここには日本社会の側もまた自己変容を遂げなければならないのではないかといういささかの〈反省〉もないことである。そのことを、例えば身障者に対する社会(福祉)の対応との比較で説明すれば、こうだ。かつて社会は健康者に都合のいいように作られていた。そしてここでは身障者は一方的にこれに〈適応〉することが期待されたのである。しかし、今日、われわれは身障者でもなに不自由なく行動(生活)できるような社会作りを目指すようになってきている。変ないい方かも知れないが、社会が身障者に〈適応〉し始めているのである。

〈同化〉とはいわぬまでも、日本の社会が難民に〈期待〉しているのは、なるべく〈日本人と同じようになること〉である。アパートに入って自活するようになるとベトナム料理を作る。これが〈臭い〉と隣りの日本人から苦情がでる。変な日本語を話すすといつてイジメられる。何事においても、なるべく日本人のやるように、日本の習慣に従って行動しなさいと指導を受ける。

表8に見るように、定住難民は多くの個人的な生活上の問題を抱えている。しかし、いってみれば、これらの問題は難民だから抱えなければなら

表8 日本の定住者が抱える問題



ない問題というよりは、だれでも日常生活の中で抱えなければならないような問題だと思われる。要は、かれらを取り囲む日本人（日本社会）が、かれらの〈独自性〉（ベトナム料理、変な日本語など）を充分認めないところから、それらが〈難民問題〉に変貌することになるのではないだろうか。

日本人（日本社会）は、難民を通して、もっともっと〈文化の多元性〉という現実を学ばなければならぬのである。

第二に、気になった問題点は、〈当事者≠関係者善意主義〉である。この問題は少なくとも二つのことを含んでいる。一つは、難民受け入れが、一部の関係者＝当時者の肩にのみどっかりと乗っかっていて、その〈十字架〉を背負っていない大多数の日本人はこのことと何の関わりもなく、そこから何事をも学ぶ機会をもっていない、ということである。上にみたような定住促進センターの具体的な活動がどれ程骨の折れる仕事であるかは普通の日本人にも理解できるだろう。そして、実際、その仕事に携っている人々が日夜努力されている姿には頭の下がる思いがする。けれどもこうした〈一部の人々〉の献身を免罪符にして多くの日本人は〈豊かさ〉を享受する自分中心の生活に余念がない。これでは、難民受け入れは〈問題〉にはなっても、〈国際化のための学校〉にはならないのである。

もうひとつは、定住した難民に関わる日本人のことだが、アジア系外国人に対する極端な人種偏見をもつ人々は問題外として、かれらの多くは（個人レベルでの）好奇心と善意で難民に接触するように思われる。そのことは少しも悪いことではないのだが、基本的には、これも外国人を〈同じ人間同志〉として扱かうことに慣れていないこ

とに起因する日本人の外国人に対する態度をよく示している。だから、例えば自分の〈善意〉が相手に理解されなかったりすると、たちまち態度を変じて〈この恩知らず！〉というような対極の反応に走り易いのである。こうした心性は、日本人の歴史的体験とも関係して形成された〈無意識〉の領域に属するものであるだけに、ひょっとすると〈一部の関係者〉もこれを持ち合せていないとはいえない。そのことを明確に自覚し、〈普通の人間〉として難民を眺めることができるようになるためには、まだまだ長い時間が掛るのかも知れない。

日本政府は、(ODAにしてもそうだが)インドシナ難民受け入れに際して、「人道上の立場」を強調した。しかし、この「人道上の立場」というのは一体何であったのか。それは一寸比喩的ないい方だけれど、難民が少しいい洋服を着て到着すると、「何だ、難民のくせに!!」というような反応を示す程度のもではなかったのか。

結論でもなんでもないのであるが、筆者はこの報告を次のような言葉でしめくくっておこうと思う。

日本のインドシナ難民受け入れは失敗であった。なぜなら、それは受け入れた難民の数があまりにも少な過ぎたから――。

#### 付記

本稿で使用した資料は、主としてアジア福祉教育財団難民事業部がとりまとめたもので、すべて姫路定住促進センター所長井上勝則氏の御厚意で入手したものである。井上氏との面談を通して、多くのことを教えられたが、本文中における判断や意見は筆者自身のものであり、もし誤りや偏見があればその責はもちろん筆者にある。

資料1

姫路定住促進センターにおける社会生活適応指導の基本方針

1. 目的

当センター入所者に我が国の社会生活に適応し得る能力を付与することにより、善良な社会人として、平和で幸福な生活を営ませることを目的とする。

2. 指導の内容

日本社会で生活していく上で、必要な制度及び生活習慣等について、基本的な知識を習得させ、社会生活適応能力を養うための指導を行う。

3. 指導の対象

当センター入所者のうち12才以上の者を対象とする。

4. 指導の期間と時間

この指導は、入所から日本語教育開講迄の間に5日以上のオリエンテーションと日本語教育受講3カ月終了後の4カ月目から社会生活適応指導を毎週1回4日間実施する。

オリエンテーションの5日以上は午前9時から午後4時までとする。(30時間) 4カ月目からの指導は、午後1時から4時までとする。(12時間)

5. 講師の選任

専任講師2名を委嘱する。

特に必要な場合は指導計画に基づいて、外部から講師を委託する。

6. 謝金及び経費

1) 謝金

外部講師に対しては、本部の定める基準により謝金及び交通費等の実費を支払うものとする。

2) その他の必要経費

センター外での実習に要する費用は、本部より示達された予算の範囲内で措置するものとする。

7. 指導実施前の打合せ等

指導実施にあたり、講師は事前に所長と指導内容等について協議を行い、指導効果を高める努力をすると共に、指導期間中に知り得た個人的な情報及び当センター内の事項は、他に漏らしてはならない

資料2

社会生活適応指導実施要領

姫路定住促進センター

社会生活適応指導については下記の要領により実施する。

1. 入所から日本語教育開講までの間に5日以上オリエンテーションを行う。(計画表1～6をオリエンテーションで行う)
2. 上記1の5日間以上については午前9時から午後4時までとする。
3. 社会生活適応指導は日本語教育最終月に毎週1回(水曜日)の午後1時から4時までの間下記計画表のように実施する。
4. 指導はそれぞれ専門講師を招へいして実施する。
5. 指導の実施にあたっては通訳による母国語で行う。

社会生活適応指導計画表

指導項目	指導内容	備考
1 姫路定住促進センター内での生活	センター内のきまり, 電気・ガス・水道・シャワー等の正しい利用の仕方と清掃。保育室・各担当職員の紹介, 日本語教育受講の仕方	1～2はオリエンテーション パンフレット使用
2 日本の日常生活	センターから外出するときの心得。 センター外での生活(買物等) せんとうで入浴	所長 次長 職業相談員 社会適応指導講師
3 医療と保健衛生	医療保健制度と医療機関, 日常生活での健康管理, 事故救急時の処理。	姫路中央保健所
4 防犯	防犯	姫路警察署
5 防災	火災, 地震対策, 施設体験学習。	姫路消防署
6 身分関係	外国人登録(住所の届け出と変更)	姫路市役所
7 仕事	日本の雇用制度, 求職と雇用。	姫路公共職業安定所
8 施設の体験学習	公共職業安定所見学	姫路公共職業安定所
9 仕事	労働条件の確認, 職場での心得, 先輩の体験談。	所長 職業相談員 先輩
10 税金	税金のしくみ, 所得税, 住民税など。	姫路市税務課
11 社会保障制度	社会保障制度	姫路社会保健事務所
12 住宅	日本の住宅, 雇用促進住宅の借受手続	雇用促進住宅管理 主事
13 法律関係	人々の暮らしと法律。	弁護士
14 入管手続	在留期間更新手続き。	入管姫路出張所
15 工場見学	体験学習	社会適応指導講師 通訳

資料3

センター入所から退所まで

姫路定住促進センター

項目	内容	備考
入所通知	難民事業本部長より文書で	本部からの通知にもとずき、日本語教育受講見込者数を吉田教授に連絡し講師の推薦を要請
入所手続	◎ベトナム国を合法出国、又は、東南アジアの各国キャンプより空路入国し、センター入所。 ◎大村一時レセプションセンター及び国内一時ひ護キャンプ（日赤・カリタスジャパン等）より入所。	大阪空港まで出迎える（次長及び通訳） 大村センター及び一時ひ護キャンプの職員が引卒
入所	◎関係書類の点検。 ◎居室の決定と入室指示。 ◎備品（布団・シーツ等）の貸与。 ◎写真撮影（個人毎に）身分証明書・外人登録・就職時等に使用。	所長・次長及び通訳 関係職員 一人につき10枚複写（登録2，本部2，警備1，教師1，事務所2その他）
入所オリエンテーション	◎入所中の生活についての指導、ベトナム語、ラオス語の印刷物配付。 ◎身分証明書の交付。	所長・次長・通訳・外部講師 入所後2～3日以内
身体検査	◎入所後一週間以内に実施、対象者はベトナム国及び国外キャンプからの入所者。於マリア病院。	シスター山田・通訳
外人登録及び住所変更の手続	◎国外からの入所者の外国人登録手続き。姫路市役所。 ◎国内からの入所者の住所変更手続き。姫路市役所。	次長・通訳
日本語教育のクラス編成	入所約一週間後（身体検査終了直後）を目途にクラス編成のための日本語教育受講予定者の面接実施。 クラス編成方針・おおむね6～7名を一単位に編成する。 ◎センターで日本語教育を実施する対象は13才以上。（中学校就学適齢年以上の者） ◎クラス担任講師の決定、講師担任表を本部に報告。	日本語講師・通訳 於視聴覚教室 吉田参与・所長
日本語教育開講のオリエンテーション	◎受講態度などについて指導。 ◎教科書配付と講師の立場からの指導。	所長及び通訳 担当講師
日本語教育	◎月曜から土曜までの9：35～15：25迄毎日授業（土曜日は午前中のみ）。6週目、12週目、18週目（最終）とテストを実施する。 ◎一週33時間（うち生活指導3時間）四ヶ月で計572時間。 ◎その間生活指導39時間は市内、学校、工場等の見学を実施。 ◎日本語教育修了式。修了証書授与——所長名 皆勤賞授与 ——参与名	担当講師 担当講師及び通訳 難民相談員 所長・次長・通訳・職業相談員 参与・講師
社会適応指導	日本語教育四ヶ月目の毎週水曜日の午後に実施。 講師——外部講師も依頼。	所長・次長・外部講師・社会適応指導講師及び通訳



## センター入所から退所まで（その2）

## 姫路定住促進センター

職業相談	社会適応指導に併行して実施。 ◎就職希望意志の調査，アンケート方式。 ◎個人面接——必要により家族を含めて。	職業相談員及び通訳
職業紹介	職業紹介に当たっての原則。 ◎紹介計画の策定。 ◎雇用主との面接——労働条件の書面による確認。 ◎工場見学（必要により実習）。 ◎雇用主との面接，工場見学。	所長・職業相談員  職業相談員・通訳 職業相談員・通訳引卒
採用・就職 赴任（退所）	◎採用決定の確認 ◎必要な場合，雇用促進住宅の借受け指導 ◎退所準備（居室の清掃・貸与品の返納） ◎定住手当，移転費の支給。 ◎記念品の贈呈。	職業相談員  生活指導担当職員 経理担当職員
職場適応訓練の実 施	◎関係書類（訓練申込書・契約書等）の作成。 ◎諸手当の請求方法についての指導。	次長及び関係職員
就職後の指導	◎就職者についての情報提供。職業相談員——難民相談員 ◎就職後の指導。巡回計画策定・訪問指導の実施。 ◎指導状況の報告。毎月5日迄に所長へ ◎定例の難民・職業両相談員会議の開催。毎月一回	職業相談員 難民相談員 難民相談員 所長・次長・相談員・通訳
離職者の職業紹介	退所者の職業相談，職業紹介に準じて実施。 公共職業安定所との連絡	職業相談員
学校編入学関係	小学校転入，編入はセンターにて約一ヶ月間日本語教育を受講後砥堀小学校へ，中学校は手続きせずに親の就職決定とともに転校手続きを行う。	庶務